

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を
改正する条例

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年葉山町条例
第202号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和6年11月27日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

一般職の職員の期末・勤勉手当の支給率の改正を勘案し、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率の改正を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 葉山町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年葉山町条例第202号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の葉山町特別職の職員の給与等に関する条例第5条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

条例の概要

題 名

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

一般職の職員の期末・勤勉手当の支給率の改正を勘案し、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率について改正を行うこととした。

2 内 容

期末手当の支給率を次のとおり改めることとした。

	現行		令和 6 年 12 月 1 日 適用		令和 7 年 4 月 1 日 施行
6 月期	2.25 月	⇒	2.25 月	⇒	2.3 月
12 月期	2.25 月		2.35 月		2.3 月
年間計	4.5 月		4.6 月		4.6 月

3 施行期日

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。

【第1条】葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 昭和31年10月6日条例第202号</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する職員にあっては、退職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額並びにこれらの額に一般職の行政職（一）8級の職員の例による割合を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>○葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 昭和31年10月6日条例第202号</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する職員にあっては、退職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額並びにこれらの額に一般職の行政職（一）8級の職員の例による割合を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の葉山町特別職の職員の給与等に関する条例第5条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

【第2条】葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 昭和31年10月6日条例第202号</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する職員にあっては、退職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額並びにこれらの額に一般職の行政職（一）8級の職員の例による割合を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>○葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 昭和31年10月6日条例第202号</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する職員にあっては、退職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額並びにこれらの額に一般職の行政職（一）8級の職員の例による割合を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>